

令和6年9月第6回本山町議会定例会会議録

1. 招集年月日及び場所

令和6年9月12日(木)

本山町議会議事室

2. 応招議員

1番	吉川 裕三	2番	川村 太志	3番	永野 栄一
4番	松繁 美和	5番	白石 伸一	6番	上地 信男
7番	中山 百合	8番	大石 教政	9番	澤田 康雄
10番	岩本 誠生				

3. 不応招議員

4. 出席議員

応招議員と同じ

5. 欠席議員

不応招議員と同じ

6. 職務のため議場に出席した事務局員の職氏名

議会事務局長 松葉 早苗 主査 清岡 康隆

7. 地方自治法第121条の規定により、説明のため会議に出席した者の職氏名

町 長 澤田 和廣 副町長 高橋 清人 教育長 大西 千之
代表監査委員 澤田 和久 総務課長 田岡 学 住民生活課長 大石 博史
政策企画課長 前田 幸二 まちづくり推進課長 田岡 明 建設課長 中西 一洋
健康福祉課長 澤田 直弘 病院事務長 佐古田 敦子

8. 議事日程

日程第 1. 議案第52号 本山町国民健康保険条例の一部を改正する条例
日程第 2. 議案第53号 本山町飲料水供給施設整備事業分担金徴収条例の一部を
改正する条例
日程第 3. 議案第54号 令和6年度本山町一般会計補正予算(第2号)
日程第 4. 議案第55号 令和6年度介護保険事業特別会計補正予算(第2号)
日程第 5. 認定第 1号 令和5年度本山町歳入歳出決算の認定について
日程第 6. 認定第 2号 令和5年度本山町病院事業会計歳入歳出決算の認定につ

いて

- 日程第 7. 議案第 56 号 工事請負契約の変更について
- 日程第 8. 議案第 57 号 高知県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更について
- 日程第 9. 議案第 58 号 町道路線の変更について
- 日程第 10. 同意第 15 号 農業委員会委員の任命について
- 日程第 11. 発議第 4 号 第 7 次エネルギー基本計画の策定に際し、1. 5 度目標の確実な実現を目指すことを求める意見書（案）
- 日程第 12. 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件
- 日程第 13. 議会広報編集常任委員会、総務常任委員会、産業土木常任委員会、水資源対策特別委員会、更新住宅建設事業等の調査特別委員会の閉会中の所掌事務調査・付託事件調査の件
- 追加日程第 1. 議案第 59 号 工事請負契約の変更について

開会 9 : 0 0

○議長（岩本誠生君）おはようございます。ただいまの出席議員は 10 名であります。定足数に達しておりますので、直ちに会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配付したプリントのとおりであります。

~~~~~

日程第 1. 議案第 52 号 本山町国民健康保険条例の一部を改正する条例

○議長（岩本誠生君）日程第 1、議案第 52 号 本山町国民健康保険条例の一部を改正する条例を議題といたします。

補足説明を許します。

大石住民生活課長。

○住民生活課長（大石博史君）（別紙のとおり補足説明）

○議長（岩本誠生君）補足説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

8 番、大石教政さん。

○8 番（大石教政君）これマイナカードが保険証になるということですが、これ何か手続というか、しないといかんのかどうか、自動的にもう保険証として使えるんですか。お伺いします。

○議長（岩本誠生君）大石住民生活課長。

○住民生活課長（大石博史君）自動的にいくかというところですが、皆さんマイナンバーカードを取得申請したときに、医療保険証として使うという手続を端末で皆さんやっ

るでしょうか。そのことをしなければ使うことにはできません。

国が、いわゆる7,500円くれるとかというときに、皆さん大半の方がやったと思いますけれども、そういうふうなマイナンバーカードを取得する。それから、医療保健証として使うという手続は取らなければ、自動的に使えることにはなりません。

以上です。

○議長（岩本誠生君）ほかに質疑はありませんか。

4番、松繁美和さん。

○4番（松繁美和君）条例に対する直接的な問題ではないですが、廃止になるということで、以降、マイナンバーカードを所持していない者については、資格確認書を行政のほうから発行するということでお知らせが来ていたと思うんですが、以降についても、その手続は続けていくということで確認を、そういうふうな認識でよろしいかと思うんですが、このマイナンバーカードのほうができるときも持たないことによる不利益は生じさせないということで、必要な医療は受けられると、この議会でも答弁いただいておりますが、そのことには変わりないかということの確認をしたいと思います。

○議長（岩本誠生君）大石住民生活課長。

○住民生活課長（大石博史君）社会保険の方を含めて、社会保険の方の有効期限は12月2日、来年の12月2日になるんです。なぜかというと、私たちの共済証なんかは有効期限を記載していない、その分については12月2日まで使えます。

それから、国保の方、町が関係するのは国保後期の方だと思います。後期の方なんかは、資格確認証というのは発行するんですが、ほぼそれはもう保険証なんですね、実を言うと。それを持っていない人には出すと。マイナンバーカードを持っている人にも出る可能性があるということはまだ協議しているんですけれども、今政府のほうでも政治的な重大局面で、総裁選挙なんかも行われていますが、まだ不確実なところはありますけれども、今のところは確実に保険料を払っているのに病院にかかれないということはないような手だてが取られるということで、資格確認証はこれからも発行することとなっていきます。

以上です。

○議長（岩本誠生君）よろしいですか。

（「はい」の声あり）ほかに質疑ありませんか。

質疑ないようでありますので、質疑なしと、質疑を終わります。

これより討論を行います。申出はありませんか。

なしと認めます。

議案第52号 本山町国民健康保険条例の一部を改正する条例の採決を行います。

この表決は起立によって行います。

議案第52号 本山町国民健康保険条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

全員起立、全会一致であります。

したがって、議案第52号 本山町国民健康保険条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

~~~~~

日程第2. 議案第53号 本山町飲料水供給施設整備事業分担金徴収条例の一部を改正する条例

○議長（岩本誠生君）日程第2、議案第53号 本山町飲料水供給施設整備事業分担金徴収条例の一部を改正する条例を議題といたします。

補足説明を許します。

前田政策企画課長。

○政策企画課長（前田幸二君）（別紙のとおり補足説明）

○議長（岩本誠生君）補足説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

8番、大石教政さん。

○8番（大石教政君）事業費の2分の1、受益戸数が15万円の少ない額となっておりますが、今、戸数にもよると思いますが、大体どれぐらいの負担というか、費用かかるんですか。金額は少ないほうだと思いますけれども、これ関係なしに、大体どれぐらいの費用が、戸数によって違うとも思いますけれども、お伺いします。

○議長（岩本誠生君）前田政策企画課長。

○政策企画課長（前田幸二君）お答えいたします。

飲料水供給施設ということで、受益がすごく少ない、普通の水道と違って。この事業は3戸以上という縛りがありまして、この分担金を計算しようとしても、実際町費とかが入らない場合については何百万もかかるというような形になりますけれども、この中で1戸当たり15万円のいずれか少ない額にすると定めていますので、1戸当たり15万の負担で今のところ整備はされております。

以上です。

○議長（岩本誠生君）ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）質疑ないようでありますので、質疑を終わります。

討論の申出はありませんか。

（「なし」の声あり）申出なしと認めます。

議案第53号 本山町飲料水供給施設整備事業分担金徴収条例の一部を改正する条例の採決を行います。

この表決は起立によって行います。

議案第53号 本山町飲料水供給施設整備事業分担金徴収条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

全員起立、全会一致であります。

したがって、議案第53号 本山町飲料水供給施設整備事業分担金徴収条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

~~~~~

日程第3. 議案第54号 令和6年度本山町一般会計補正予算（第2号）

○議長（岩本誠生君）続いて、日程第3、議案第54号 令和6年度本山町一般会計補正予算（第2号）を議題といたします。

補足説明を許します。

田岡総務課長。

○総務課長（田岡学君）（別紙のとおり補足説明）

○議長（岩本誠生君）大石住民生活課長。

○住民生活課長（大石博史君）（別紙のとおり補足説明）

○議長（岩本誠生君）田岡まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（田岡明君）資料配付をさせていただきたいと思いますので、ご配慮をよろしくお願いします。

○議長（岩本誠生君）資料配付のため、暫時休憩します。

休憩 9：31

再開 9：32

○議長（岩本誠生君）休憩前に引き続き会議を開きます。

田岡まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（田岡明君）（別紙のとおり補足説明）

○議長（岩本誠生君）澤田健康福祉課長。

○健康福祉課長（澤田直弘君）（別紙のとおり補足説明）

○議長（岩本誠生君）中西建設課長。

○建設課長（中西一洋君）（別紙のとおり補足説明）

○議長（岩本誠生君）ほかに補足説明はありませんか。ありますか。

前田政策企画課長。

○政策企画課長（前田幸二君）（別紙のとおり補足説明）

○議長（岩本誠生君）ほかにはありませんか。多分あるだろうと思いました。

大西教育長。

○教育長（大西千之君）（別紙のとおり補足説明）

○議長（岩本誠生君）ほかにはありませんね。大変詳しく補足説明をいただきました。

これより総括質疑を行います。総括質疑はありませんか。総括です。

5番、白石伸一さん。

○5番（白石伸一君）先ほど政策企画課長のほうから、大石地区の桁の水道の関係、飲供の関係を変更するというふうな形のお話をいただいたんですが、これは桁地区の陰渠の関係は、私もいろいろ現地に入って、水脈になるところがないかということで、いろいろと探したんですけども、何とか、十分とは言えないんですけども、それなりの数量があるところは、地域の方からここにありますよというようなお話を聞いております。

これ、もし別のところにも先に設計をするということになれば、大石のほうは、次年度とか、再来年度とかという形に延期になるのでしょうか。

○議長（岩本誠生君）前田政策企画課長。

○政策企画課長（前田幸二君）今のところはなかなか見込みがすぐつかないということで、沢ケ内のほう、本当にもう水が取れないぐらいになっておるので、変更をちょっとさせていただきます。要望書等も頂いてやっています。

水の確保ができるようでしたら、今年度はちょっと難しいかもしれませんが、事業の一覧表がありまして、要望が出ているところに入っておりますので、また協議をして、どの年度にやるかということも検討させていただきたいと思います。

以上です。

○議長（岩本誠生君）よろしいですか。

ほかに総括質疑はありませんか。

3番、永野栄一さん。

○3番（永野栄一君）2点ほど、確認等をお願いしたいと思います。

一つ目は、畜産費の堆肥センター整備事業なんですけれども、ちょっと聞き漏らしたかも分かりませんが、今回、追加の予算ができたんですが、出てきているんですが、完成年度というか、いつから工事をして、いつから運用ができるのかということについての説明を一つ求めたいと思います。

それと、道路の維持管理なんですけど、今回はマイナスになっているんですけども、その計画している舗装の場所じゃなくて、あるいはほかのところもたくさん傷んで、舗装が傷んでいるところ、ひび割れがあるところとか、いっぱいあると思います。だから、そういうものに新しいところを該当するところをやっていくというような考えはないのか、当初計画したところで駄目だから減額するとかというんじゃないかと、やはり当然徐々にやっけていかないと、補修の箇所がどんどんこうたまっていくということもあるので、予算の使い方としては、別のやるべきところは補修していくというような考えはないのか、答弁を求めたいと思います。

○議長（岩本誠生君）田岡まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（田岡明君）お答えをさせていただきます。

堆肥センター整備事業の事業の今後の着手や完成予定ということでありますが、事業主

体のJA高知県におきまして、今月中に理事会を経て最終決定をされるという手続きがございますが、先ほど申しましたとおり、補助申請手続等、今月下旬には大体いただける想定をしておりますので、10月から着手していける計画で現在進めていくというふうに伺っております。また、完成の予定のほうは3月末ということでの予定でございます。

それと、施設の稼働というところでありますが、令和7年度から稼働を開始していくんですが、さきの一般質問でもちょっと答弁させていただきましたが、令和7年度前半には、その新堆肥センターの職員の作業する体制の確保でありますとか、試作品づくりで、令和7年度前半はそのような取組をさせていただいて、準備作業をさせていただいた上で、来年の秋から本稼働していくという方向で現在スケジュール予定となっております。

○議長（岩本誠生君）中西建設課長。

○建設課長（中西一洋君）永野議員の質問に、説明させていただきます。

まず、道路の維持管理のところの話です。

基本的に道路管理者としての責務がありますので、あるかないかといえはあるということなんです。財源確保もありますし、その現場の状況を安全性も加味して順次対応する考えです。補正が必要であれば補正もしますし、予備費ということであれば財政のほうにも相談、協議させていただきます。現場状況を確認しながら、順次、道路の舗装に関しては対応していきたいと考えております。

○議長（岩本誠生君）よろしいですか。

今、総括質疑です。総括質疑が終わったら逐条質疑を行います。総括質疑はありませんか。ありますか。

8番、大石教政さん。

○8番（大石教政君）今、食品とか、ガソリン等、物価も上がってきておったり、その中で、今度3万円等の支援金等も出ることで、やっぱり家計の足しになってくると思われま

す。今後も国の補助金や県の補助金等をやっぱり有効に活用して、町内や住民等の活動に支援して回していくことは非常に大切と思われま

す。今後、また国の支援、県の支援等もあれば、それをやっぱり積極的に捉えて、漏れ等のないようにやって、町内に回していくことが非常に大切と思われま

すが、お伺いします。

○議長（岩本誠生君）澤田町長。

○町長（澤田和廣君）お答えします。

もうご指摘のとおりで、国の動向等も、今後もあるかと思いき

けれども、物価高騰対策については万全を期していきたいというふうに思

います。

○議長（岩本誠生君）よろしいですか。

ほかに総括質疑はありませんか。

6番、上地信男さん。

○6番（上地信男君）若干逐条でお聞きしたらよかったです、まとめてお聞きします。

(「逐条もあるよ」の声あり) ある。ごめんなさい、総括でお伺いさせていただきます。

○議長(岩本誠生君) 総括ね。

○6番(上地信男君) はい、訂正です。

先ほどの15ページのところですが、物価高騰のこれは……

○議長(岩本誠生君) それは逐条だから、逐条はまたやりますよ。後にしてください。

総括質疑はありませんか。ほかに。

ないようでしたら、総括質疑を終わります。これより逐条質疑を行います。

歳入、13款使用料及び手数料について質疑はありませんか。

歳入、14款国庫支出金について質疑はありませんか。

15款県支出金について質疑はありませんか。

18款繰入金について質疑はありませんか。

19款繰越金について質疑はありませんか。

20款諸収入について質疑はありませんか。

(「すみません」の声あり) 何かある。

(「ちょっとついていくのに……、すみません」の声あり) 何款ですか。

(「県支出金15款」の声あり) 15款なら大分前ですね。15款県支出金について、質疑はありませんか。

はい、どうぞ。4番、松繁美和さん。

○4番(松繁美和君) なかなか議長の取り回しがよくて、私がついていけなくて、すみません。

15款の民生費県補助金のところの区分32の高知県保育サービス等推進総合補助金というのが、これ当初では2,735万であったのが、2,188万のマイナスということで、ほぼ全額ではないですが、かなり大きい額ですので、ここのところの説明を求めたいと思っております。

○議長(岩本誠生君) 質問内容は分かりますかね。県支出金。

暫時休憩します。

休憩 10:04

再開 10:04

○議長(岩本誠生君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

答弁を求めます。

大西教育長。

○教育長(大西千之君) すみません、こちら高知県保育サービス等推進総合補助金につきましては、平成6年度から、高知県の人口減対策総合交付金のほうへ、この事業が補助金を移動しまして、この補助金が全額ゼロではないです、補助金が県の制度の中で人口減対



策のほうに補助金が変わったというところでございます。

当初予算では見ておりますので、9月の補正で、そちらの人口減対策のほうの補助金になっておりましたので、当初に組んでおるものを今回減額するものであります。

○議長（岩本誠生君）4番、よろしいですか。

4番、松繁美和さん。

○4番（松繁美和君）変わったということであれば、どこへどんなふうに変ったんですか。当初予算があつたら、出も組んでいたと思うんですけども、私、実はちょっと当初予算も見比べてみましたが、実際これを何に使うんであつたかがちょっとよく分かりづらくて、これが組み替えたんであれば、人口減対策というのは、先日からお話をしている基準型とか追加型配分なんか、あれのことですかね。そうすると、何か全然違うということになってきますよね。平成6年からそうやってやっていた、この高知県保育サービス等推進総合補助事業は実際どういうものに使われていつてきたんですか。ちょっと逐条ではあるけれども、出との関係で見えいかんと分からないので、ちょっとお伺いしたいと思っています。

○議長（岩本誠生君）暫時休憩します。

休憩 10:07

再開 10:12

○議長（岩本誠生君）休憩前に引き続き会議を開きます。

答弁を求めます。

大西教育長。

○教育長（大西千之君）時間をかけましてすみません。

自分のほうからは事業の内容について、予算については組み替えています、本年度変わりましたので、副町長のほうから答弁させていただきます。

事業としましては、配慮が必要な家庭への対応など、地域のニーズに応じた保育士の配置に係る人件費の支援でございます。家庭支援推進保育事業ということで、そういった保育士を配置するについて、県の支援があるものでございます。

事業については以上です。

○議長（岩本誠生君）高橋副町長。

○副町長（高橋清人君）この10ページの高知県保育サービス等の補助金、マイナス218万8,000円の減額でありますけれども、この補助金につきましては、県が今年度から人口減少対策総合交付金を創設しました。その中で、県はこのお金を構えるために、県の補助金を幾つか補助制度をやめています。その中の一つが、この補助金制度でありまして、当初予算で予算を、県補助金を見込んでおりましたけれども、その制度がなくなったということで今回減額をしたものであります。

ここをマイナスにしておりますけれども、先ほど教育長が言いました事業につきましては、必要性があるということで、一般財源で対応するということになります。

以上であります。

○議長（岩本誠生君）4番、よろしいですか。

4番、松繁美和さん。

○4番（松繁美和君）理解はできましたが、いわゆる子育て支援室、保育に来ていないお子さんを週2回とか何とかそういうふうに見たりとか、あるいは保健師なんかと一緒にやって家庭訪問をしていた、あの事業のことと考えてよろしいですか。それではない。

○議長（岩本誠生君）大西教育長。

○教育長（大西千之君）子育て支援センターの保育士ではなしに、全般的な子どもたち、児童生徒にかかる家庭支援を担当する保育士、家庭支援の保育士を配置しておりますが、その保育士に対する県の事業、支援の事業です。

（「4番。もう駄目ですか」の声あり）

○議長（岩本誠生君）どうしてもというのであれば許可します。どうしてもと言いませんか。どうしてもやったら許します。

4番、松繁美和さん。

○4番（松繁美和君）申し訳ございません。聞き方が悪くて。

全般的にやるということであれば、この予算書で見たときに私が見つからなかったと思ったのは、つまり保育所の運営費の中で、保育士の人件費なんか全て内包されていたというふうに理解をしてよろしいかということだけの確認ですが。

○議長（岩本誠生君）分かりました。

ということで、15款県支出金については、ほかにありませんか。

では、次に進みます。

18款繰入金については質疑ありませんか。

20款諸収入については質疑はありませんか。

21款町債については質疑はありませんか。

それでは、次、歳出に移ります。

1款議会費については質疑はありませんか。

2款総務費については質疑はありませんか。

6番、上地信男さん。

○6番（上地信男君）総務費ですね。すみません、ページが15ページ、15目臨時特別給付金でございます。

ここで内容を見ていましたら、実際、先ほど担当課長から説明をいただきましたが、調整候補というようなことでの説明がありましたが、これ実際交付するというか、補助金という項目で実施するようになっておりますが、どういう事務の流れになるのか、その概要の説明を1点。

それから、次、戸籍住民基本台帳費に関わるものでございます。

先ほど、住民票及び印鑑証明、これはコンビニでの交付というのが可能になるというお話をお伺いしました。実際、これはマイナンバーカードが必須になるかと思いますが、そのカードを持ってコンビニへ行けば、端末機があって、マイナンバーカードをそこに入れて交付を受けるような手順になるのでしょうか。何か詳しい、交付を受ける手順がお分かりになれば、説明をお願いします。

以上です。

○議長（岩本誠生君）手順については、逐条質疑ではなくて、別途の形で質問をしてください。これ、あくまでも数字的なことに対する質疑ですので、コンビニの手続とか、そのあたりについては、後で別途、係のほうから説明をするようにしてください。

6番、上地信男さん。

○6番（上地信男君）そしたら、コンビニの交付を受ける手続は構いませんが、先ほど申し上げました15目の臨時特別給付金の概要だけお教えいただきたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（岩本誠生君）答弁を求めます。

大石住民生活課長。

○住民生活課長（大石博史君）お答えします。

15ページ、15目臨時特別給付金というところで、今回は、この給付金としての性格は去年度から続いています。3万円給付し、7万円給付する。その次、今年につきましては、去年は課税やったけれども、今年非課税になった方に10万円を給付する。それについては、当初予算で計上した分でもう既に実施して、ほぼ終了に近づいております。

今回は定額減税の一部になります。性質は、これは、うちは住民課が税と一緒にしていますけれども、よそのところでは、税務課が担当して、去年の所得から今年の所得税を推計して、そこに定額減税が届かない者について、3万円に届かない者について給付すると。ここはなかなか難しいところがあるんですが、去年の所得を基に算定しているので、それで今年、所得税が要件合えば返還するによぼんとかということは決まっております。その抜き出しはほぼ終了しております、この議会予算終了後、9月、来週にはもうその対象者に全て、その国のシステムに、5年度所得によって計算した所得税推計額による給付金額というのがもう出来上がっておりますので、そのことの通知をお送りします。これで確認していただいて、いいのか悪いのか、要らないという方は要らないという項目をチェックして返送していただいて、来月給付するということになります。

住民税に至っては、去年度所得で確実に計算して、分かりやすいんですね。住民税何ぼかかったから、6月に普通徴収の方はもう納付書やっている。それから、特別徴収の方は税額が分かっているので、6月は徴収しないということで、もう既に定額減税は実施されております。

所得税について、それから3万円以上かかる人は何がどうなのか、これは定額減税とし

て所得税、確定申告のときに精算するということになっております。そこでまた、いかに、3万円に実際は届かなかった人はどうするかというのは、また来年度ということになっていますが、このことについてはまだ概要は決まっております。

以上です。

○議長（岩本誠生君）いいですか。

（「はい」の声あり）ほかに逐条質疑。

7番、中山百合さん。

○7番（中山百合君）すみません、14ページですが、14ページの過疎バスの維持費の補助についてですが、先ほど説明していただいたんですけども、ちょっとごめん、ちょっとよう理解なくて、土佐町のほうが、伊勢川のほうとかがもうなくなったということと、それと、土佐町は減に、金額がということ。それと、うちが60万ぐらいちょっと増えると。

もう一度申し訳ないけれども、その説明をしていただきたいです。ごめんなさい。どうしてそれがまた、うちが増になるのかなというのがちょっと。

○議長（岩本誠生君）前田政策企画課長。

○政策企画課長（前田幸二君）私も今年初めての担当で、これを聞いたときに、何でじゃろうとは確かに思いましたけれども。

（発言する者あり）すみません。失礼しました。先ほど説明もしましたけれども、バス業者の嶺北内を走っている区間があります。医大のほうまで行く分もありますし、その全部の走行キロ、距離じゃなくて何往復もしますので、全ての走行距離数、運行距離を足したものが全体になります。いの町から南国までの範囲になっておりますので、その全体で、その総運行距離によって金額、バス業者に支払うお金の割合がそれぞれ分かれております。

その中で、今回土佐町のほうを走っている運行距離の中で、一部がちょっともうバスは、この路線はもう必要ないなということで、土佐町内の運行距離が短くなる、若干その部分だけ。ただ、運行距離としては若干減るんですけども、全体の。全体としては32万8,000円が、今までの分より減るんですけども、全体の走行距離がちょっと短くなりますけれども、その中で割合は変わらないんですよ。本山町の割合は、本山町の走行距離は変わらないんですけども、減るんで、パーセンテージといいますか、割合が大きくなるんですよ、全体が小さくなって。割合が変わらない、運行距離が変わらないので、その分、土佐町の方はマイナスになったんで、マイナスの減額でその分払わなくていいんですけども、本山町の場合は、今までの割合より大きくなるので、その分の差額で60万5,000円上がるというような、全体の中の割合が、減ったんで大きくなって、金額割が大きくなるということですが、分かりますでしょうか。

○議長（岩本誠生君）なるほど。結局、分子は変わらんけれども、分母が変わったということやろう。

○政策企画課長（前田幸二君）そうです。

○議長（岩本誠生君）それで、上は変わっていないから、割る数が、そういうことになったから金額は上がったと、こういうことです。いいでしょうか。

7番、いいですか。

ほかに逐条質疑はありませんか。

4番、松繁美和さん。

○4番（松繁美和君）14ページです。それで、企画費のところの19の説明ですね、本山町ふるさと支援基金事業で、会計年度任用職員の分の人件費相当が出ておりますが、これは9月8日の行政連絡で募集が出ておりました10月1日から来年3月31日までで、週3日、月12日勤務ということの募集があります。そして、その要項を見ていったら、申込み締切りは9月20日、状況によって募集を中止する場合がありますということの項目があって、つまり、この予算がもしかして通らなければ募集を中止するという意味で書かれているのかなというふうに思うところですけども、それで、さっきも若干この説明のときに言われましたね、何とかサイト、サイトの変更があって、そして、その分を職員でやるということになるんですかね。一つサイトの契約を切るということですか、10月から。一般質問の中でも何かちょっと、一般質問じゃないか、決算のところだったかな、何かちょっといろいろ変更があったと思いますが。

それで、私、何ていうか、その返礼品を扱っていた事業の改良をするという、改良するというのは変ですけども、この返礼品に特化をしたような事業にやっぱり重きがいくんじゃないかなということがちょっと疑義というか、そういう感じをしております、それで、町長もこのふるさと納税制度は返礼品ありきとかそういうことではなくて、それももちろん返礼品をやることによって産業振興にも関わってきますけれども、この制度の趣旨からすると、やっぱり本山町を応援したい、魅力ある本山町を発信をしていきたい、そういうことに中心を置きたいというようなことを、私はこの間、再三お伺いしたように思うんです。

それからいくと、やっぱりこの町の会計年度任用職員であっても、町の職員としてやる以上は、そういうふうなことに、少し使い道をどうするか、魅力をどう発信させていくとか、やっぱり使い道をどうするかということが、このふるさと納税の訴えの一番だというふうに、私は思うんですね。

やる以上はフルタイムぐらいで雇って、そして、何かこう一つの事務に特化ではなくて、ふるさと納税全体を企画の職員として、ほかの企画のメンバーと一緒に考えながらやれるような、そういうことにしていく、そういう仕事の縦割りではない、横の連携が課内でもつながるような、そういう仕事の仕方にしていくことからいうと、何かその3日間だけ、もうこれだけあんたやってくださいというのでは、なかなか私はその仕事の仕方も難しいだろうし、というようなことをちょっと、特にこの事業の内容からしても、そういうふうに考えますので、少しこれは、このパートでこういう雇い方はどうなのかなと思って、少し中身に踏み込みましたけれども、この補正に関わることで、ちょっとこの辺の質

問をさせていただきました。

○議長（岩本誠生君）澤田町長。

○町長（澤田和廣君）お答えします。

今回のこの会計年度任用職員の役割については、先ほど課長が説明したとおりでございます。今サイトを介しているところなどふるさと納税の情報を広げてやっておるものを、そういう経費を自前でやったらどうかということで、その人件費となっております。

それと、ふるさと納税の趣旨と、応援してもらうということについては、この人件費とは関係ないこととなりますので、これで答弁することがどうかと思いますけれども、それについては、もう庁内でやはり各課で、庁議でも確認しておりますけれども、ふるさと納税は、確かに返礼品が目的というか、非常に比重が大きくなっていますけれども、うちもたしかその返礼品で地域活性化と、地元のを返礼品で出すことによって、地元商品を、情報発信をしていくという役割もあるんじゃないかということはあると思いますけれども、それとあわせて、このふるさと納税の使い方、これも資料を出しましたけれども、やはり十分じゃないというふうに思っていて、いろんなことに、こういうことに使うんだったら応援してやろうと。やはりふるさと納税が、国民の中でそういう意思になっていないので、そういうところではこちらの思いがどこまで通じるかということはあると思いますけれども、やはりうち、本山町としては、返礼品による地域の活性化と併せて、こういうことに使うのなら応援しようと思ってもらえるようなことに使っていこうということに考えております。

この会計年度任用職員につきましては、実務的なことについて当たってもらうものであって、使途とか、そういったことをここでコーディネートするための人件費というふうには、今回はなっておりません。よろしくをお願いします。

○議長（岩本誠生君）4番、よろしいですか。

ほかにありませんか。

ないようですので、次へ進みます。

歳出の3款民生費について質疑はありませんか。

4款衛生費について質疑はありませんか。

7番、中山百合さん。

○7番（中山百合君）ページ数が18ページです。

先ほど課長が丁寧な説明していただいたんですけども、ちょっと確認のために、ワクチンの分で、要は1,200万等々、その分でワクチンは多分コロナの感染症のワクチンとインフルエンザ、ここで1,200万ぐらいだけれども、951人が、インフルエンザが大体予定して1,000人ぐらいということでおっしゃいました。生活保護者の方が25名と、これは国からの補助があるんですけども、やはりもう何歳以上とかは全然決まなくて、どういうふうな感じで、65歳とか、70歳とかあるんですけども、これちょっと小耳に、ごめんなさい、何歳からというのがちょっと分からなくて、どれを範囲にしているのかなど。

○議長（岩本誠生君）澤田健康福祉課長。

○健康福祉課長（澤田直弘君）対象者につきましては、一般質問でもちょっと触れさせてはいただいておりますが、65歳以上、または65歳以下で心臓、腎臓、呼吸器、HIV、いずれか身障1級相当になる方が対象になります。これについては、インフルエンザのワクチンと同じ対象ということになります。

以上です。

○議長（岩本誠生君）いいですか。

ほかにありませんか、質疑。

ないようですので、次へ進みます。

5款農林水産業費について質疑はありませんか。

5番、白石伸一さん。

○5番（白石伸一君）19ページの本山町堆肥センター、19ページの畜産費の14番、本山町堆肥センター施設整備事業のことで、もう一度確認したいんですけども、このJAからの支出金は、これはもう確約されているんですか。もしこれが総会とか、さっき理事会を開かれてというようなことを言われていたんで、もし否決された場合のことは想定しなくてよろしいんですか。

○議長（岩本誠生君）田岡まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（田岡明君）お答えをさせていただきます。

JAが事業主体の堆肥センター整備事業につきましては、今年の春の時点でこの整備事業の計画構想が出た際に、JAで当初8,000万円の事業費で、JAのグループの理事会やJAでの必要な手続は取られておまして、一応その時点では予算8,000万円ということでは確認ができておりました。

しかしながら、先ほど言った国や県との調整の中で事業費が増額となってきておりますので、増額となってきておる部分については、今月開かれます理事会で最終判断といいますか、確認をするという流れになっております。これまで当初からずっと、4月以降、この事業を活用して堆肥センターを整備していくというところは、JAの中でも、嶺北のJAから高知県JAの本部の役員の方には情報共有を続けていただいております。一定、JAの上層部との調整の中では、こういう形で進めていく方向性については一定理解を得られておるといふ方には伺っております。

なお、最終的な確定は、先ほど言いました理事会等の審議を経てということになるというふうには伺っております。

以上でございます。

○議長（岩本誠生君）よろしいですか。

5番、白石伸一さん。

○5番（白石伸一君）理事会に根回しをされているというのは分かったんですけども、嶺北地区には、これ堆肥センター、土佐町にもありますし、本山町の今の整備をするとい

うことで、2か所、この600頭余りの牛がおると思うんですけれども、それで二つの施設が要るかどうかということ、商業ベースというか、民間ベースで考えると、非常に同意しにくいというふうなこともあり得るんじゃないかということで、もう一度そのところをしっかりと町と県のほうからもプッシュしていただいて、この事業が進むような形で計画を進めていってほしいと思うんですけれども、よろしくをお願いします。

○議長（岩本誠生君）田岡まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（田岡明君）お答えをさせていただきます。

議員ご指摘のとおり、土佐町のほうにも堆肥センターがございまして、現在も運用されております。一定、土佐町のほうはかなり肉用牛の頭数が多いということで、その中で処理する堆肥は土佐町分でやっていくということで、当初JAのほうでも本山の発生する堆肥も土佐町で何とか消化できないかというところも検討したようなんですけれども、やはり土佐町も牛の数が増えておるという中では難しいということで、やはり本山町内にも必要性はあるということで、そういう判断に至ったというところであります。

なお、本山町については、先ほど言いましたペレット化する堆肥ということで、そういう差別化を図ることによって、今やったら、土佐町やったらトン袋みたいな大きな袋に入れて運搬をして、まく際にも専用のマニアスプレッダーという何か専用機械を必要とするということで、なかなか後の利活用が難しかったのを、今回ペレット堆肥することによって、トラクターでもまけるような大変汎用性の高い使用方法になりますので、そういうことで、JAも嶺北以外にもこのペレット堆肥については販売網を広げていけるんじゃないかというようなことも考えておりますので、そういう差別化を図ることで、本山町も必要性があるということで、そういう認識でございます。

○議長（岩本誠生君）よろしいですか。

ほかに農林水産業費、ありませんか。

3番、永野栄一さん。

○3番（永野栄一君）19ページ、3目農業振興費の中で、説明で47、市民農園整備事業、これの場所と工事内容ですね。工事内容、これ説明されたけれども、すみません、聞き漏らしちゃったんですけれども、内容をどういうふうにしたのか、ちょっと再度説明を。

○議長（岩本誠生君）もう一度説明してあげてください。

田岡まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（田岡明君）そうしたら、場所については、大石地区のクラインガルテンもとやまの施設内になっております。その場所の、一応クラインガルテン内は、住宅があるエリアと、農地、今ちょっと草が生えておりますけれども、農地で活用している部分と二つのエリアがありますが、その間に排水路がありまして、それが農地の部分が以前から地滑りによって下がってきておったということで、もともとあった排水路の排水がもう機能していない状態になっております。その部分、地滑り対策についてはアンカー工を過去に実施をして、一定その地滑りが収まっておるという中で、これまで手をつけられ



ていなかった排水路のほうも今回修繕することによって、排水のほうも確保するというこの事業をしていくというものであります。

以上でございます。

○議長（岩本誠生君）よろしいですか。

それでは、4番、松繁美和さん。

○4番（松繁美和君）同じく、19ページですね。産業振興費で、産業振興センターの維持管理の中で、委託費は、これは廃棄のお金というふうに聞きました。廃棄物処分費用と。

それで何でも造るより壊すほうが高かったりするんですけども、私、見ていないから何とも言えないんですけども、どのようなものを廃棄するかちょっと分かりませんが、もしかして使えるものがあるのではないかというふうに思ったりしております。

これ町民の財産ですので、何か町民に公開するとか、あるいはそんな、せんだつても、まちづくり活性化の新しい組織づくりのためにバザーをしておりました。法人としての登録費ぐらいは何としても稼ぎたいという話をしておりましたが、もしかしてこれから町がそこへ寄贈ができるんなら、あるいはそれを売りさばけるかどうかは分かりませんが、例えばそういうふうなことをもう少し徹底して、無駄にしない、ちょっとでもというふうなことを考えることはできなかったのかなというふうに思っていますが、考えた上で、やはり処分するのは100万あったということならそれでいいんですが、少しその中身の説明をお願いいたします。

○議長（岩本誠生君）田岡まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（田岡明君）お答えをさせていただきます。

産業振興センターの廃棄物処理を委託する費用につきまして、今回100万円計上させていただきますが、実施する場所につきましては、1階のホール部分にある様々なテーブル、椅子、つい立て、もろもろそういうようなものがありますが、そういうものと、あと和室の中にいろいろある物品、そして研修室というんでしょうか、以前、1階のフロアに付随をして使っておった部屋があるんですが、その三つの部屋を、廃棄物処理をすることによってフリースペースとして当面活用していくような形で、あそこをまずは要らないものを撤去したいということで考えておるところであります。

なお、現在あるもので一定、業者に見積りをしていただいた上で、最終的にはもう少し分別作業を、やはり必要なものがあるかないか再度チェックをする必要があるということと考えていまして、ちょっと見積りの段階ではもう最大のところで一定見積りをしていただいておりますので、ちょっと若干、そのあたりは先ほど言った分別等の整理をしながら、使えるものは残し、使えないものは廃棄するという考え方で進めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（岩本誠生君）よろしいですか。

ほかにありませんか。

9番、澤田康雄さん。

○9番（澤田康雄君）度々すみませんが、白石議員と同じような質問ですが、19ページの堆肥のことでお聞きしますが、先ほど課長は土佐町の農協の堆肥と差別化をして、ペレットということでやるということですが、かなり前から本山町の堆肥はそういうペレットでやっていたと思うんですが、そのときからも、僕も牛ふんは使うんですが、以前からも、ペレットというより小さい、土佐町の牛ふんなんかは、以前から人気があったと思うんです。僕なんかもずっと使ってきたんですが、その利用者の状況なんかは調査もしたと思うんですが、そういうところは考えずに、ただというか、農機具で振りやすいとか、そういうことでとか、そういう差別化を図るためにはやったんでしょうか。そのところをお聞きします。

○議長（岩本誠生君）田岡まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（田岡明君）お答えをさせていただきます。

議員ご指摘の、以前からペレットというのは取り組んでおりませんが、本山町でもばら堆肥という形で、乾燥させたものを堆肥として利用してもらった形でもございましたので、土佐町と同様の堆肥の運用でやっておりました。

しかしながら、土佐町と本山町の堆肥センターの仕様の違いもあると思うんですが、ちょっとやはり本山町のほうが水分の関係とかでちょっと使いにくいというようなご指摘がありまして、なかなかちょっと堆肥を利用するのがなかなか進んでいなかった部分は、JAのほうからそういう話は聞いております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（岩本誠生君）よろしいですか。

ほかにありませんか。

8番、大石教政さん。

○8番（大石教政君）19ページの産業振興費の中の説明28の施設園芸ハウス整備事業、流動化支援補助金53万6,000円とあるんですが、これの説明をお願いします。

○議長（岩本誠生君）田岡まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（田岡明君）お答えをさせていただきます。

施設園芸ハウス整備事業ということで、この流動化支援というのが、中古のハウスを移転をさせるために必要な経費に対する補助金でありまして、近年、なかなか新規で新しく建てるというのは、事業費が高騰してなかなか難しいということで、県のほうも中古ハウスの有効活用ということで、それを移設してまた違った場所に建てる際に、このような補助が最近できた補助金であります。そういうのを今回活用して実施する農家が1件あるというところであります。

○議長（岩本誠生君）8番、大石教政さん。

○8番（大石教政君）ハウスをよく使わなくなって、田んぼ等に置いて邪魔等になっている場合等も見受けられますが、撤去なんかに使えるということですか。お伺いします。

○議長（岩本誠生君）田岡まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（田岡明君）お答えをさせていただきます。

この流動化支援というのは、あくまでも中古のハウスを場所を移して有効利用するという目的に対する補助金でありますので、この事業では撤去だけについては対象にならないということになっております。

以上です。

○議長（岩本誠生君）よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。

ないようですので、次に進みます。

6 款の商工費について質疑はありませんか。

7 款土木費について質疑はありませんか。

8 款消防費について質疑はありませんか。

9 款教育費について質疑はありませんか。

1 番、吉川裕三さん。

○1 番（吉川裕三君）教育費について、2 点お伺いします。

ページのほうは23ページ。まず、中ほどのはたちの集い事業ということで、食糧費から消耗品費に、これ経費のほうを切り替えているということは、恐らくこの1月3日に実施されているはたちの集い事業の内容が変わるということでございますので、この分の説明を1点お願いします。

それと、23ページ最後、これプラチナセンターの自主館事業の映画上映委託料66万円が計上されてございます。普通、こういう自主館事業というのは、年度計画の当初予算の中に入れて、やらなかったら減額するというのが普通で、特に補正を組んでまで上映しなければならないすばらしい自主館事業としての映画が入ったのか。どうしてこれ当初予算に計上してやらなかったのかということについての説明を2点目お願いします。

以上です。

○議長（岩本誠生君）大西教育長。

○教育長（大西千之君）お答えします。

まず、23ページ、はたちの集いの事業でございますが、以前成人式として、今ははたちの集いとして開催しておりますが、これは組替えでございまして内容の変更はございません。食糧費で、これまで成人の方にお渡ししておりました赤飯等のものを、食糧費という支出でなしに、消耗品費として整理をし直したものでございます。

次に、同じ23ページ、自主館事業につきまして、本来議員の言われるように当初に組めばよかったんですが、なかなか計画の中でどういったものやっというかという、担当課とも話をしておりますが、本年度については大人あるいは子どもに1回、秋から冬にかけて上映したいということで、委員会のほうでも話合いできまして、9月に予算化をさせていただいたところですが、できれば当初から次年度以降は提案をして、予算をしてい

きたいというふうに考えております。

○議長（岩本誠生君）よろしいですか。

ほかにありませんか。

4番、松繁美和さん。

○4番（松繁美和君）23ページ。公民館費のところですね、目が。それで、本当に小さい数字なんですけど、少し気になりましてお伺いをいたします。

5番の読書活動推進事業の中で、会計年度については、それは人の入替えてこれは動くことは承知しておりますが、その他の購入費がマイナス3,000円で、高知県林業改良普及協会負担金が3,000円と、これ新たに高知県林業改良普及協会の負担金が要るようになったので、その予算のしわ寄せという言い方はおかしいですね、何かで購入費をマイナスにしたのかなというふうには察しますが、ここで、読書活動推進事業の中に、この林業改良普及協会の負担金が生じた、この背景についてお伺いいたします。

○議長（岩本誠生君）大西教育長。

○教育長（大西千之君）質問にありました読書活動推進事業につきましては、これももともとあったものを減額ではなしに組替えでございます。その他の購入で、林業関係の「林業新知識」というものを、冊子の購入をしておりましたが、この普及協会のほうに入ることによって有利に購入できるということが分かりまして、こちらのほうに入って、その冊子を購入していくということですので、組替えでございますので、減額ではございません。

すみません。ごめんなさい。この協会に入りますと、その新知識と、買おうとしておった本が来るということです。すみません。そのことを伺っておりました。

ですから、買おうとしていた、図書費で買おうとしていた本を、協会へ加入することで、それが入って、本が配られてくるということでございますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○議長（岩本誠生君）よろしいですか。

ほかにありませんか。

8番、大石教政さん。

○8番（大石教政君）23ページの教育振興費の中の嶺北中学校就学支援事業、被服費19万円と出ているんですが、これは生徒が増えたか何か、説明をお願いします。

○議長（岩本誠生君）大西教育長。

○教育長（大西千之君）中学校の就学の支援としまして、被服費を当初21名分予算化をしておりますが、やっぱり近年の物価高騰の影響を受けまして、1人当たりの負担が9,010円ほど増えます。それに21名分を掛けまして、今回19万の追加の予算でございます。

○議長（岩本誠生君）よろしいですか。

ほかにありませんか、教育費。

ないようでしたら、次へ進みます。

1 1 款公債費について質疑はありませんか。

なしと認めます。

1 2 款予備費について質疑はありませんか。

ないようでありますので、続きまして、第2表の繰越明許費について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり) ないようですので、全ての質疑を終わります。

これより討論を行います。討論の申出はありませんか。

なしと認めます。

続きまして、第3表の地方債補正について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり) ないようですので、質疑を終わります。

討論ありませんか。

なしと認めます。

議案第54号 令和6年度本山町一般会計補正予算(第2号)の採決を行います。

この表決は起立によって行います。

議案第54号 令和6年度本山町一般会計補正予算(第2号)は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

全員起立、全会一致であります。

したがって、議案第54号 令和6年度本山町一般会計補正予算(第2号)は、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

~~~~~

日程第4. 議案第55号 本山町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)

○議長(岩本誠生君) 続いて、日程第4、議案第55号 令和6年度本山町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)を議題といたします。

補足説明を許します。

澤田健康福祉課長。

○健康福祉課長(澤田直弘君) (別紙のとおり補足説明)

○議長(岩本誠生君) 以上で補足説明を終わります。

これより総括質疑を行います。総括質疑はありませんか。

(「なし」の声あり) ないようですので、次へ移ります。

これより逐条質疑を行います。

歳入について質疑はありませんか。歳入。

なしと認めます。

歳出に移ります。歳出について質疑はありませんか。

なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います、討論の申出はありませんか。

なしと認めます。

議案第55号 令和6年度本山町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）の採決を行います。

この表決は起立によって行います。

議案第55号 令和6年度本山町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

全員起立、全会一致であります。

したがって、議案第55号 令和6年度本山町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

~~~~~

#### 日程第5．認定第1号 令和5年度本山町歳入歳出決算の認定について

○議長（岩本誠生君）日程第5、認定第1号 令和5年度本山町歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

認定第1号 令和5年度本山町歳入歳出決算の認定については、本定例会初日の9月3日に提案され、特別委員会に付託し、審査をお願いしてきたところであります。

委員長より審査が終わった旨の報告が来ておりますので、報告を求めます。

令和6年度決算審査特別委員長、6番、上地信男さん。

○決算審査特別委員長（上地信男君）（別紙のとおり委員長報告）

○議長（岩本誠生君）決算特別委員長よりの報告を終わります。

認定第1号 令和5年度本山町歳入歳出決算の認定については、特別委員会で審査をしておりますので、質疑を省き、討論、採決を行いたいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）異議なしと認めます。

では、これより討論を行います。討論の申出はありませんか。

（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

認定第1号 令和5年度本山町歳入歳出決算の認定についての採決を行います。

この表決は起立によって行います。

認定第1号 令和5年度本山町歳入歳出決算の認定について、委員長報告は認定可決であります。委員長報告のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

全員起立、全会一致であります。

したがって、認定第1号 令和5年度本山町歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定することに決定をいたしました。

~~~~~

日程第6．認定第2号 令和5年度本山町病院事業会計歳入歳出決算認定について

○議長（岩本誠生君）日程第6、認定第2号 令和5年度本山町病院事業会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

補足説明を許します。

病院事務長、佐古田敦子さん。

○病院事務長（佐古田敦子君）（別紙のとおり補足説明）

○議長（岩本誠生君）補足説明を終わります。

これより、監査委員に認定第2号 令和5年度本山町病院事業会計歳入歳出決算認定についての審査意見の報告を求めます。

澤田代表監査委員。

○代表監査委員（澤田和久君）（別紙のとおり報告）

○議長（岩本誠生君）以上で監査委員の報告を終わります。

代表監査委員にあつてはご苦労さまでした。ありがとうございました。

これより総括質疑を行います。質疑はありませんか。

7番、中山百合さん。

○7番（中山百合君）その意見書にも載っていますけれども、この病院のほうなんですけれども、14ページの（8）番です。8のところ、ここに地域包括ケア病床の施設の基準の要件とあって、訪問介護ステーションを、昨年、令和5年から開設していますが、収益として700万あるのと、あと費用が2,000万ぐらいいっていますけれども、やっぱりその間というのはなかなか包括でどうなんだろうかね。訪問介護ステーションを開設したけれども、その効果。その内容なんかをちょっと教えてもらいたいなど。

ここへも、意見書にも書いていますように、国の動向を見守って注視するけれども、やはりこれちょっとあまりにも差があるので、ちょっとどうかな、効果というか、どういうふうに行っているかどうか、ちょっと内容的なことも教えてもらいたい。

○議長（岩本誠生君）佐古田病院事務長。

○病院事務長（佐古田敦子君）お答えいたします。

中山議員のおっしゃる、結局赤字になるのにこの病床を続けるのかと、簡単に言えばそういうご質問かと思いますが、国の施設基準によりまして、今2階病棟55床のうち、9床が地域包括ケア病床となっております。そちらのほうの施設基準に伴う単価が高いということがあるのと、地域包括ケア病床という機能は、あくまでもリハビリを重視して、早く在宅に帰っていただくという手厚い病床になっていきます。その病床を、住民の方のやはり今後の病状のことも考えたり、それから病院の収益も考えると、そこを取っていかうというのが今までの流れであります。その施設基準が、去年の4月に診療報酬の改定に伴

い、地域包括ケア病床を維持するのであれば、訪問看護ステーションを開きなさいというふうな基準になっておりますので、やはりそちらのほうで、そちらを選んだと、訪問看護を開設したという結果になります。

訪問看護につきましては、それ以前にもサービスといたしまして訪問看護をしておりましたが、それをステーション化したということになるということになります。

また、主に支出で出た分に関しましては人件費。以前に、その病床をもって、今回訪問看護をする以前にも、やはりそういうものは全体的に支出はあったと。それが今回訪問看護という縛りが出てきましたので、それに表面化してきたというだけのことであって、病院の支出に関しては変わりはないということになります。

以上です。

○議長（岩本誠生君）よろしいですか。

ほかに総括質疑ありませんか。

1番、吉川裕三さん。

○1番（吉川裕三君）3点質問させていただきます。

まず、昨年、新型コロナウイルスの指定が変わりまして、それ以降の、だから、令和5年度と令和4年度を比較しました救急外来の状況がどうであったかを1点目お伺いいたします。

それと2点目、かつて本山町の特別会計であった通所リハビリ事業等が、昨年度から病院事業のほうに移管されております。町がやっていた時点でも赤字であり、たしか答弁の中でも病院に移管した場合、赤字であったら、その分の赤字は町の財政として補填するという話があったように答弁で記憶してございます。その点はどういうふうな対応をするのか、これ2点目お伺いします。

そして、3点目、30ページの企業債について、これ昨年もお尋ねいたしました。昨年と比較して企業債、減ってございます。全体で12億2,300万でございますか。うち、2%以上の金利を払っている企業債の残が8億8,900万円ほどございます。昨年質問したところにつきましては、この交付金残につきましては、繰上償還に向けて検討を図っていくという答弁がございましたが、その後どうなったかについて。

この3点お尋ねいたします。

○議長（岩本誠生君）佐古田病院事務長。

○病院事務長（佐古田敦子君）1点目の救急外来の動向というご質問だったと思います。

そちらに関しましては、救急患者というものを捉えております。令和4年度が1,783人に対し、令和6年が1,613人となっております。

続きまして、2点目の通所リハビリにおきましては、こちらの赤字を一般会計から補填していただくということに関しましては、一般会計からの繰入金のほうで、そちらの赤字分に関しては補填をされております。

3点目の、ページ30ページになりますか、ご覧ください。30ページに企業債の明細

書がございます。議員言われたことは、昨年の決算審査のときにもそちらの質問をしていただいたと思いますが、それから研究を重ねてまいりました。30ページの上の1から5段、こちらが病院の移転新築による経費でございます。総合計が約33億5,000万円、借入れを行ったところ、残高が今8億8,900万ぐらいになっているところなんですが、利率を見ると2%、その下のほうを見ると0.何%というふうに低い利率になっているので、繰上償還をしたらどうかということだと思えます。

それに関しましては、うちの財政とも相談をいたしましてやったところなんですけれども、こちらの特にその2%台の利息の分に関しましては、政府による財政融資による借入れとなっております。財政融資は、国が使用で調達した財投債を、国債等を原資として、収支相償の考えの下、貸付金利を調達金利と同一化した貸付金を行っている制度です。

そのために、地方公共団体、自治体が繰上償還をしたいと言って、する際には、国がそもそももらえるであろう被る損失、それは繰上償還以後にも受けられるはずであった利息収入から繰上償還を受けた資金を手元に、新たな貸付けを行うことによって得られる利息収入を引いた差額を補償金としてお支払いをしなくてはなりません。金額的なものと利率、もちろんあるんですけれども、それを考えて、市町村振興課のほうにも相談もしてやったところなんですけれども、メリットがほぼないと。

そもそもこれを行うことによるには、かなりの財政力がある場合に、やはりそういう早めに返していくということが望ましいんですけれども、皆さんご承知のとおり、病院におきましては、財政的な、例えば財政調整基金があつてそれで返済に充てるとか、そういう措置がありませんので、現時点、経営が苦しい中、なかなか繰上償還というところには至らないという結論になりました。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（岩本誠生君）よろしいですか。

ほかに総括質疑はありませんか。

8番、大石教政さん。

○8番（大石教政君）昨年、5年度の手術室の利用状況、また、それと救急で来た場合に、市内の方へ出されるというか、へりと救急車等で行かれる人等の割合等々、分かっておれば、お伺いします。

○議長（岩本誠生君）佐古田病院事務長。

○病院事務長（佐古田敦子君）お答えいたします。

手術件数に関しましては、確かに今ちょっと件数的なものは今持ち合わせておりません。ただ、外科の先生が常勤医師ということになっておりますので、かなり、簡単な手術から鼠径ヘルニアとかというものを、手術室とか、それから診療でも行うんですけれども、手術にもいろいろなものがありまして、手術室で行うもの、診療科で行うものというものがあつて、増加傾向にはあります。

また、救急車ででの収容患者ということなんですけれども、ちょっと内訳を今持ってきて

いないんですけれども、総合計的なものがございます。昨年、令和4年度における救急車の収容患者数が448名、そして令和5年における患者が415名ということになっております。

そちらの詳しい詳細につきましては、また、ご必要であれば後でお示しをしたいと考えております。

以上です。

○議長（岩本誠生君）8番、大石教政さん。

○8番（大石教政君）それと今、売店等ちょっと閉まっているんですが、また経営される方とか募集して、やっぱりあそこで買物ができたり、ちょっと飲んだり食べたりするようなものがあると、利用者等の人に非常に、夏暑いときとか寒いとき等いろいろ、ちょっと病院で待ち時間等とかでもゆっくりできて、満足度も上がってくるんじゃないかと思われませんが、また売店等の経営者等も募集して、やっぱり充実されていたほうがいいんじゃないかと思われませんが、お伺いします。

○議長（岩本誠生君）佐古田病院事務長。

○病院事務長（佐古田敦子君）売店の再開ということなんですけれども、コロナに伴い、確かに減少もたくさんあったんですけれども、それ以前にも売上げは少々悪い状況ではありました。ある事業所のほうでやってくれていたんですけれども、やはり収支のバランスが取れないということで撤退ということにはなっております。現状なっております。

ちょっと改善策としまして、また来たときに見ていただきたいんですけれども、少し軽いものが取ればいいねということもありますので、病院入って奥の右のほうに自動販売機が2基あるんですけれども、その横に自動販売機で買えるパン、カップラーメン、ちょっと軽いスナックとか、それからちょっと栄養補助のものであるとか、少し何点かは物を置いて、急遽利用されたい方には、そちらのほうでちょっと軽く取っていただくということもできるようにしております。

ちょっと暑さ対策もありまして、入って左の奥のほうには少し席も構えまして、そこで今現在もお昼も食べてくださっている方もおいでます。そういう感じでやっぱり来やすい病院にしていかなければならないということも分かっておりますので、議員の提案のあったように、また今後、公募するとかという形で、またその売店については考えていきたいと思えます。

以上です。

○議長（岩本誠生君）よろしいですか。

ほかに総括質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）ないようですので、総括質疑を終わります。

これより逐条質疑を行います。

決算報告書のうち、収益的収入について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）支出に移ります。

支出について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり) 次に移ります。

資本的収入について質疑はありませんか。

次、支出に移ります。

支出について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり) 続いて、決算財務諸表のうち、損益計算書について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり) 剰余金計算書について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり) 貸借対照表について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり) キャッシュフロー計算書について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり) 続いて、事業報告について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり) 事業報告については一括して行います。

事業報告についての質疑を今お聞きしましたら、ないようでありますので、全ての逐条質疑をこれで終わります。

これより討論を行います。討論の申出はありませんか。

(「なし」の声あり) 討論なしと認めます。

認定第2号 令和5年度本山町病院事業会計歳入歳出決算の認定についての採決を行います。

この表決は起立によって行います。

この決算を認定することに賛成の方の起立を求めます。

全員起立、全会一致であります。

したがって、認定第2号 令和5年度本山町病院事業会計歳入歳出決算の認定については、認定することに決定をいたしました。

あと10分、正午まで10分少々ですが、まだ議案が7件ほど残っておりますが、昼食休憩をするかどうかについて、ちょっと皆様のご意見を聞きたいと思いますが、休憩でよろしいですか。

(「お願いします」の声あり) では、以上で午前中の審議を終わらして、午後1時から再開とします。

暫時休憩します。

休憩 11:48

再開 13:00

○議長(岩本誠生君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~

日程第7. 議案第56号 工事請負契約の変更について

○議長（岩本誠生君）日程を続けます。

日程第7、議案第56号 工事請負契約の変更についてを議題といたします。  
補足説明を許します。

中西建設課長。

○建設課長（中西一洋君）資料配付のため、お取り計らいをお願いします。

○議長（岩本誠生君）資料配付のため、暫時休憩します。

休憩 13:00

再開 13:01

○議長（岩本誠生君）休憩前に引き続き会議を開きます。

資料の配付が終わりました。

補足説明をお願いします。

中西建設課長。

○建設課長（中西一洋君）（別紙のとおり補足説明）

○議長（岩本誠生君）以上で補足説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

8番、大石教政さん。

○8番（大石教政君）これは、部室は仮設の部室で、また体育館ができれば、元へ戻すのか。今部室、クラブとかがどれぐらい使っているのか。あと、空調が決まったということですが、やっぱり夏場の熱中症とか避難等のため、エアコン等も入っておるのか。今よく熱中症とかで、やっぱり体育館も避難所等でも利用する場合には、エアコンの設置とかも言われておりますが、お伺いします。

○議長（岩本誠生君）執行部、答弁。大西教育長。

○教育長（大西千之君）自分のほうから部室につきまして、この仮設の部室につきましてはソフトボール部が今利用しております。体育館が、屋内運動場が整備されれば、部室の部分がこの体育館の中にございますので、仮設ですので、その仮設の部室については撤去の予定です。

○議長（岩本誠生君）中西建設課長。

○建設課長（中西一洋君）空調の中のエアコン、今回、当然というか、暑さ対策のとおり、エアコンのほうも整備する予定になっております。

以上です。

○議長（岩本誠生君）よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり) ないようでありますので、質疑を終わります。

これより討論を行います、討論の申出はありますか。

(「なし」の声あり) なしと認めます。

議案第56号 工事請負契約の変更についての採決を行います。

この表決は起立によって行います。

議案第56号 工事請負契約の変更については、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

全員起立、全会一致であります。

したがって、議案第56号 工事請負契約の変更については、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

~~~~~

日程第8. 議案第57号 高知県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更について

○議長(岩本誠生君) 日程第8、議案第57号 高知県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更についてを議題といたします。

補足説明を許します。

大石住民生活課長。

○住民生活課長(大石博史君) (別紙のとおり補足説明)

○議長(岩本誠生君) 補足説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり) ないですか。質疑ないようですので、質疑を終わります。

討論の申出はありますか。

(「なし」の声あり) なしと認めます。

議案第57号 高知県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更についての採決を行います。

この表決は起立によって行います。

議案第57号 高知県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更については、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

全員起立、全会一致であります。

したがって、議案第57号 高知県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更については、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

~~~~~

日程第9. 議案第58号 町道路線の変更について

○議長（岩本誠生君）続いて、日程第9、議案第58号 町道路線の変更についてを議題といたします。

補足説明を許します。

中西建設課長。

○建設課長（中西一洋君）すみません、資料、位置図を配りたいので、資料配付のため、お取り計らいをお願いします。

○議長（岩本誠生君）お取り計らいいたします。

資料配付のため、暫時休憩します。

休憩 13：14

再開 13：15

○議長（岩本誠生君）資料配付が終わりましたので、それでは補足説明を求めます。

中西建設課長。

○建設課長（中西一洋君）（別紙のとおり補足説明）

○議長（岩本誠生君）補足説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

8番、大石教政さん。

○8番（大石教政君）町道が20メートル短くなったということですが、これによる交付金の減少とか、どれぐらい考えたりするのか、お伺いします。

○議長（岩本誠生君）細かい計算はできないでしょうけれども、多少影響あるかどうかだけでもいいですから。それはかつちりと計算はできないでしょうから、影響あるかないかだけでも。

中西建設課長が答えますか。どっち。総務課長が答えますか。

田岡総務課長。

○総務課長（田岡学君）影響はあると思いますけれども、いかほどということは、具体的に答えられないです。

○議長（岩本誠生君）よろしいですか。

ほかに質疑はありますか。

ないようですので、質疑を終わります。

討論の申出はありますか。

（「なし」の声あり）なしと認めます。

議案第58号 町道路線の変更についての採決を行います。

この表決は起立によって行います。

議案第58号 町道路線の変更については、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

全員起立、全会一致であります。

したがって、議案第 58 号 町道路線の変更については、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

~~~~~

日程第 10. 同意第 15 号 農業委員会委員の任命について

○議長（岩本誠生君）日程第 10、同意第 15 号 農業委員会委員の任命についてを議題といたします。

補足説明を許します。

田岡まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（田岡明君）（別紙のとおり補足説明）

○議長（岩本誠生君）補足説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

1 番、吉川裕三さん。

○1 番（吉川裕三君）1 点確認させていただきたいと思います。

この該当する人物は中立的な農業委員ではなく、通常の農業委員という認識でよろしいのでしょうか。その点、確認したいと思います。

○議長（岩本誠生君）田岡まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（田岡明君）お答えをさせていただきます。

先ほどご説明しましたとおり、現在、れいほく未来、これは J A が出資しておる農業の関係の会社であります。そちらのほうに勤めておられて、農業の業務に従事しておるということで、中立的な立場に当たらないということを高知県農業会議のほうに見解を確認をいたしておりますので、今回通常の農業委員ということの選任となっております。

○議長（岩本誠生君）よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。

質疑ないようでありますので、質疑なしと認めます。

討論の申出はありませんか。

（「なし」の声あり）なしと認めます。

それでは、同意第 15 号 農業委員会委員の任命についての採決を行います。

この表決は起立によって行います。

同意第 15 号 農業委員会委員の任命については、原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

全員起立、全会一致であります。

したがって、同意第 15 号 農業委員会委員の任命については、原案のとおり同意することに決定をいたしました。

ここで、追加議案が執行部より提案されるということですので、暫時休憩し、議会運営委員会を開催いたしたいと思います。委員長、よろしくお取り計らいをお願いいたします。

それでは、ここで暫時休憩します。

休憩 13:27

再開 13:33

○議長（岩本誠生君）休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~

#### 日程追加の件

○議長（岩本誠生君）お諮りします。ただいま町長から議案の追加提出がありました。

この際上程し、本日の日程に追加とし、直ちに議題といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）異議なしと認めます。

したがって、追加日程第1、議案第59号 工事請負契約の変更についてを日程に追加し、議題とすることに決定をいたしました。

資料配付のため、暫時休憩します。

休憩 13:34

再開 13:35

○議長（岩本誠生君）休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~

追加日程第1. 議案第59号 工事請負契約の変更について

○議長（岩本誠生君）事務局に追加議案名を朗読させます。

事務局長、松葉早苗さん。

○事務局長（松葉早苗君）（別紙のとおり朗読）

○議長（岩本誠生君）朗読を終わります。

提出者の説明を求めます。

澤田町長。

○町長（澤田和廣君）（別紙のとおり議案提案理由説明）

○議長（岩本誠生君）提案理由の説明を終わります。

追加日程第1、議案第59号 工事請負契約の変更についてを議題といたしておりますので、ここで補足説明を求めます。

中西建設課長。

○建設課長（中西一洋君）すみません、資料を配付したいので、図面を配付したいので、よろしくをお願いします。

○議長（岩本誠生君）資料配付のため、暫時休憩します。

休憩 13：37

再開 13：37

○議長（岩本誠生君）休憩前に引き続き会議を開きます。

補足説明を求めます。

中西建設課長。

○建設課長（中西一洋君）（別紙のとおり補足説明）

○議長（岩本誠生君）補足説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）質疑ないようでありますので、質疑なしと認めます。

討論の申出はありませんか。

（「なし」の声あり）なしと認めます。

議案第59号 工事請負契約の変更についての採決を行います。

この表決は起立によって行います。

議案第59号 工事請負契約の変更については、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

全員起立、全会一致であります。

したがって、議案第59号 工事請負契約の変更については、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

~~~~~

日程第11. 発議第4号 第7次エネルギー基本計画の策定に際し、1.5度目標の確実な実現を目指すことを求める意見書（案）

○議長（岩本誠生君）続いて、日程第11、発議第4号 第7次エネルギー基本計画の策定に際し、1.5度目標の確実な実現を目指すことを求める意見書（案）を議題といたします。

発議者に対し、趣旨説明を求めます。

4番、松繁美和さん。

○4番（松繁美和君）（別紙のとおり議案提案理由説明）

○議長（岩本誠生君）以上で発議者による趣旨説明を終わります。

ここで質疑を行います。質疑はありませんか。

1番、吉川裕三さん。

○1番（吉川裕三君）なかなか高邁な、やらなければならないことで、非常に大切なことの意見書だと思いますが、ただ1点、この1から5までの記のところでございますが、あまりにも再生可能エネルギーに偏重し過ぎているのではないかと。特に太陽光発電、山の木々を切り開いて、太陽パネルを敷き詰める光景を日本各地で多々見ることがございます。そういった場合において、あまりにも太陽光発電に依存し過ぎているものであるのは、本来の本末が転倒しているのではないかと。さらに、再生可能エネルギーに頼らなくても、EUでもクリーンエネルギーとして認定されているほかのCO<sub>2</sub>を出さないエネルギー源があるのではないかと。もう少し配慮する必要があるのではないかとと思いますが、その点お尋ねいたします。

○議長（岩本誠生君）4番、松繁美和さん。

○4番（松繁美和君）ご質問ありがとうございました。

議員おっしゃるように、大型のいわゆる太陽光あるいは風力については別の面で環境破壊ということもありますけれども、研究が進み、小型のものでもできるということもありますので、ここにはそういう細かいことは申しておりませんが、基本は再エネということで、今回の意見書の趣旨をご理解いただきたいというふうに考えます。

以上です。

○議長（岩本誠生君）よろしいですか。

ほかに質疑ありますか。

ないようです。質疑ないようですので、質疑を終わります。

討論の申出はありませんか。

なしと認めます。

お諮りします。発議第4号 第7次エネルギー基本計画の策定に際し、1.5度目標の確実な実現を目指すことを求める意見書（案）は、原案のとおり提出いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）異議なしと認めます。

したがって、発議第4号 第7次エネルギー基本計画の策定に際し、1.5度目標の確実な実現を目指すことを求める意見書（案）は、原案のとおり提出することに決定をいたしました。

なお、提出先については議長に一任願います。

~~~~~

日程第 1 2. 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

○議長（岩本誠生君）続いて、日程第 1 2、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件を議題といたします。

議会運営委員長から、会議規則第 7 0 条の規定によって、お手元にお配りしました本会議の会期日程等、議会の運営に関する事項について、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）異議なしと認めます。

したがって、委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定をいたしました。

~~~~~

## 日程第 1 3. 議会広報編集常任委員会、総務常任委員会、産業土木常任委員会、水資源対策特別委員会、更新住宅建設事業等の調査特別委員会の閉会中の所管事務調査・付託事件調査の件

○議長（岩本誠生君）日程第 1 3、議会広報編集常任委員会、総務常任委員会、産業土木常任委員会、水資源対策特別委員会、更新住宅建設事業等の調査特別委員会の閉会中の所管事務調査・付託事件調査の件を議題といたします。

各常任委員長から、お手元に配付したとおり、本山町議会会議規則第 7 3 条第 1 項の規定に基づく所管事務調査に係る通知書が提出されています。また、各常任委員長及び特別委員長から、本山町会議規則第 7 5 条の規定による所管事務の調査事項及び付託事件の閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。各常任委員長及び各特別委員長から申出のとおり、本件についての閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）異議なしと認めます。

したがって、常任委員長及び各特別委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定をいたしました。

~~~~~

○議長（岩本誠生君）以上で、本日の日程は全て終了いたしましたので、会議を閉じたいと思いますが、閉会前に町長より発言を求められておりますので、これを許します。

澤田町長。

○町長（澤田和廣君）議会 9 月定例会閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

今回、本議会に提出いたしました条例の一部を改正する条例案から追加議案まで合計11件につきまして、ご審議の上、適切な議決をいただき、誠にありがとうございました。

また、一般質問で皆様からご指摘などをいただきましたことにつきましては、今後の行政執行に生かしてまいりたいと存じます。また、貴重なご意見などもいただきましたし、今回も叱咤激励もいただきました。すぐに取り組めることは取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

課題もたくさんございますけれども、今後、職員とともに一つ一つ丁寧に取り組んでまいりたいと存じます。今後ともご指導とご鞭撻をよろしくお願いいたします。

さて、今年の夏は厳しい猛暑が続きました。まだまだ残暑が続いておりますけれども、朝晩は少しずつ涼しくなり、秋の訪れを感じる頃になりました。しばらくいたしますと、田んぼの稲穂も色づき始め、実りの秋を迎えます。台風13号が北上しております、気にかかるところでございます。台風シーズンもまだまだ続きます。町民の皆様が災害などに遭いませんように、そして皆様とご一緒に実りの多い秋を迎えられますことをご祈念いたします。

議員の皆様方におかれましては、ご自愛の上、ますますご活躍されますことをご祈念申し上げます。言葉は足りませんが、閉会に当たりましての挨拶とさせていただきます。

長時間にわたります熱心なご審議、誠にありがとうございました。

○議長（岩本誠生君）閉会に当たりまして、議長からも一言ご挨拶を申し上げたいと思います。

皆さん方のご協力によりまして、非常にスムーズに議事進行が図ることができまして、全予定が日程どおり進みました。誠に協力ありがとうございました。

先ほど町長からお話ございましたように、今年の夏は猛暑が続きました。しかし、この朝晩涼しくなったといえ、まだまだ残暑が厳しい折から、9月17日は中秋の名月だそうでございます。また、この状況でしたら、すばらしい名月が観月できるのではないかなというふうに期待をいたしているところでございます。

今回の議会におきましては、今までと同じように10名の方の一般質問がありまして、活発な論戦が展開されたわけでございますけれども、今回の一般質問で、関係者または住民の方から、一般質問の内容について、ちょっと問題があるとか、ちょっとこう思うがというようなことが議長の下に届いております。この件につきましては、また議員協議会等でお互いが勉強し合って、今後の参考にしてまいりたいというふうに考えておりますけれども、皆さんも今後ともいろんな形で勉強し、そしてまた、一般質問の在り方ということについてもお互いが研究し合って、質の向上、中身の充実を期してまいりたいというふうに考えるところでございます。

内容につきましては、また議員協議会でお話することといたしますけれども、とにかく皆さん方のこれからのご協力をいただきながら、議会運営がスムーズに進みますように、

心よりお願いを申し上げたいと思います。

この間、皆さん方のご協力をいただきながら今日まで来たわけですが、再三申し上げておりますように、論戦の展開は、やはり本町の発展と福祉の充実、町民の幸せ、それに基づく議論が展開されること、これが議会の中心であります。これ執行部も当然、答弁するにしても心を込めて、また対応していただいていると思いますが、やはり双方が、お互いが研究し合っている。そして、より高度な論戦が展開すること。これが議会の求めるところであります。そして、それを住民が聞いて、なるほど、執行部も議会も頑張っている。私たちもそのための、やっぱり住民としての認識を持たなきゃいかんというふうな形で、やはり私どもの中身が十分住民の皆さんから注目されているし、期待もされているということ認識を必要があると思います。私を含め、皆さん方も、今後ともどうかその勉強していただいての質の向上に努めていただきたい。そしてまた、レベルアップを図ってまいりたいと。また、議会においては、様々な形で今、中央においても問題が提起をされております。その情報につきましては、それぞれの機会を見て、皆さん方に提供しながら勉強してまいりたいというふうに考えております。

まずは、この会期中、皆さん方には大変ご苦勞をおかけしました。おかげさまで無事終わったことを感謝申し上げまして、閉会のご挨拶とします。

ありがとうございました。お疲れさまでした。

それでは、これをもって、令和6年第6回本山町議会定例会を閉会をいたします。

ご協力ありがとうございました。

令和6年9月12日

午後 1時58分 閉会